

平成28年度

甌島航路フェリー一代船事業補助金

評価表

NO.

47

所管部課名	交通貿易課			担当者	新森				
事務事業名	川内甌島航路運営事業費								
根拠法令	商工観光部関係補助金等交付要綱、甌島航路フェリー一代船事業補助金交付要領								
補助経過年数	1年以上5年以下								
平成28年度 予算額	3,600 千円	国県支出金	一般財源		その他		その他の内容		
		千円	3,600 千円		千円				
	指標名			目標値		目標年度			
成果指標①	貨物輸送実績（個数）			10,200		平成33年度			
成果指標②	貨物輸送実績（トン数）			750		平成33年度			
補助対象者	甌島商船㈱								
補助対象経費	フェリー一代船に係る貨物船の借上げ及び運航に係る経費、荷役作業に係る経費、その他事業の実施に当たり必要と認められる経費								
補助対象事業・活動の内容	甌島航路のフェリーニューこしきは、船舶安全法の規定に基づく船舶検査が義務付けられており、例年2月上旬から2週間程度、ドックに入渠する。フェリーのドック期間は、甌島島民へ日常生活物資等を円滑に輸送し、島民の生活安定及び産業の振興を図るため、貨物船の傭船が必要不可欠となる。貨物船の傭船時は、傭船料及び荷役作業に係る経費が貨物売上を上回り欠損が見込まれることから、甌島商船㈱へ補助金を交付して本事業を実施する。なお、本事業は、甌島島民への生活物資の輸送を行う事業であるが、貨物船の発着場所となるいちき串木野市とも協議が行われ、持株割合（4：1）により両市で負担している。								
	分類	□運営補助のみ		■事業補助のみ		□運営補助と事業補助の両方		□その他	
補助金額又は補助率	予算の範囲内 3,600,000円（平成27年度実績）								
上記項目の積算方法	フェリー一代船事業に係る貨物船の傭船料及び荷役作業に係る経費等から貨物売上を差し引いた欠損額について、甌島商船㈱の持株割合に応じて、本市（40％）といちき串木野市（10％）が負担する。								
補助を受ける3カ年の事業（団体）等の決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	5,630,998	63.7%	5,234,530	62.0%	5,748,670	61.5%	
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		事業収入	4,830,998	54.7%	4,434,530	52.5%	4,848,670	51.8%	
		寄付金・その他助成	800,000	9.1%	800,000	9.5%	900,000	9.6%	
		市補助金	3,200,000	36.2%	3,200,000	37.9%	3,600,000	38.5%	
		自己負担	4,055	0.0%	12,218	0.1%	3,923	0.0%	
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	8,835,053	100.0%	8,446,748	100.0%	9,352,593	100.0%	
	支出	事業費	8,835,053	100.0%	8,446,748	100.0%	9,352,593	100.0%	
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%	
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	8,835,053	100.0%	8,446,748	100.0%	9,352,593	100.0%	
		支出計/前年度支出計				95.6%		110.7%	
		自己資金/前年度自己資金				93.0%		109.8%	
	翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
	交付件数		1		1		1		
	成果指標の推移①		10,846		10,973		8,775		
	成果指標の推移②		769.400		674.325		757.800		
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」 ・フェリーのドック期間中の代船補助について、同様のフェリーであれば国庫補助の対象で、貨物船なら地元自治体の負担というのは、制度として納得いかない部分がある。防災や安全保障の観点から国の責任において対処すべきとのスタンスで、国とのさらなる折衝を図りたい。 ・いちき串木野市との負担割合については、適切なものとなるよう検討されたい。 【前回評価への回答】毎年、全国離島振興協議会及び県知事に対し、補助の要望を行っている。また、いちき串木野市との負担割合については、持株割合が変わらない限り補助金額は変わらない。 【その他】成果指標の目標値は、過去3カ年の平均値である。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本事業により、ドック期間中でも甕島島民に生活物資が届けられ、不特定多数の島民の生活の安定化及び産業振興が図られていることから、公益性が認められる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当する。 甕島への貨物輸送は通常はフェリーで行われているが、毎年、船舶安全法に基づく船舶検査のため、ドックへの入渠が義務づけられており、ドック時は貨物船の傭船が必要となる。甕島への生活物資の安定的な輸送の必要性和運航事業者の経営状況を考慮すると、行政からの支援が必要であると認められる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	本事業により、甕島島民への生活物資の輸送をドック期間中でも安定して行うことができ、適切な効果を生じている。また、島民の生活を守るために必要不可欠な事業であり、甕島島民のニーズに合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本事業は、傭船料及び荷役作業に係る経費が貨物売上を上回り欠損が見込まれるが、航路運航事業者は甕島商船(株)であることから、行政以外の者が行う方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	本事業による欠損額を、本市といちき串木野市が甕島商船(株)の持株割合に応じて補填し、甕島島民の生活安定及び産業の振興を図るための補助であり、妥当性を欠くものではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	本事業は、傭船料及び荷役作業に係る経費が貨物売上を上回り、欠損が生じることが明らかであるが、傭船料の低減等に努めることにより固定的な補助とならないと見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	甕島商船(株)は、甕島島民の生活航路の安定的な維持確保に取り組んでいることから、一定の公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	本事業では、貨物船の傭船料及び荷役作業に係る経費等が貨物売上を上回り、欠損が見込まれるが、島民の生活安定のために行うものであり、補助金交付は最も適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は交付要領により明確に規定されており、公費を充てることは著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 本事業を実施しなければ、甕島への輸送手段がなくなり、甕島島民の生活安定及び産業の振興を図ることができないことから、現状のまま継続したい。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 国庫補助航路におけるフェリードック時の代船への補助対象船種の拡充について、国・県に要望する。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

甌島航路フェリー代船事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱（平成22年薩摩川内市告示第138号）第2条の表に掲げる甌島航路フェリー代船事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 甌島航路フェリー代船事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1) 事業計画書の内容が、フェリーニューこしきのドック入渠期間中の日常生活物資等の円滑な輸送に資するものであること。

(2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 甌島航路フェリー代船事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 甌島航路フェリー代船事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

(1) 船舶の借上げ及び運航に係る経費

(2) 荷役作業に係る経費

(3) 前2号に掲げるもののほか、甌島航路フェリー代船輸送事業の実施に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 甌島航路フェリー代船事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年ドック入渠期間の前日までとする。

(交付の基準)

第6条 甌島航路フェリー代船事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に甌島航路フェリー代船事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 甌島航路フェリー代船事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(補助金の返還)

第8条 既に交付決定した甌島航路フェリー代船事業補助金について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該補助事業の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還するものとする。

(1) 交付した年度以降の年度において、第2条の要件を満たさないことが判明した場合

(2) 当該航路事業者が当該補助事業を実施した年度の決算において、**損益計算書に利益が生じた場合及び**地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱に規定する損益計算書により利益が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、交付した年度以降の年度において、甌島航路フェリー代船事業補助金の交付が適当でないと認められた場合

(効果の測定)

第9条 甌島航路フェリー代船事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、代船の輸送量を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第10条 甌島航路フェリー代船事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の航路行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工政策部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成22年1月27日から施行する。

2 甌島航路フェリー代船事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成23年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成24年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、平成25年10月1日から施行する。